

第5章 環境保健

第1節 水俣病対策

1 「水俣病」とは

水俣病は、昭和31年5月に、熊本県水俣市で患者が確認されたのが公式発見とされています。

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった、四肢末梢優位の感覺障害、運動失調、視野狭窄、難聴を主要症状とする中毒性中枢神経系疾患です。原因物質は、メチル水銀化合物で、新日本窒素肥料(株)水俣工場（現在のJNC（株）水俣製造所）のアセトアルデヒド製造設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内のプランクトン等を汚染し、食物連鎖を通じて魚介類の体内に濃縮蓄積され、その魚介類を地域住民が摂取することによって生じたものであるとされています。

2 水俣病対策の概要

水俣病の発生は、昭和31年の公式発見から今日まで深刻かつ重要な問題であり、本県ではこの水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、認定申請者に対する医療救済等の対策を進めるとともに、水俣病としては認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を内容とする水俣病総合対策事業を実施してきています。

水俣病問題については、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになりました。

併せて、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、与野党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立したことから、平成22年5月から特別措置法の救済措置の申請受付を開始しています。

なお、救済措置の申請受付については、平成24年7月31日をもって終了しました。

3 水俣病認定申請・審査・処分の状況

公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、水俣病認定申請者に対する検診、疫学調査等を実施した後、この結果をもとに「水俣病であるか否か」について鹿児島県公害健康被害認定審査会に諮問し、認定審査会の答申を経て水俣病の認定等の処分を行っています。（表6-1、表6-2）

表6-1 本県のこれまでの認定申請・処分等の状況 (平成25年3月末現在)

申請総数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
	491 (132)	3,665	0	100
4,256	4,156		100	

(注) 1 ()内は生存者で再掲

2 申請総数は取下げ等を除いてあります。

表6－2 認定審査会の審査状況（平成24年度）

回	開催年月日	審査者数(人)	認定者数(人)	棄却者数(人)	処分年月日
116	24. 9. 9	20	0	20	24. 10. 11
117	25. 1. 20	16	0	16	25. 2. 25
計		36	0	36	

4 不服申立

認定申請に係る知事の処分に不服のある者は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、その処分を行った知事に対して異議申立をすることができ、さらに、異議申立によって知事が行った処分に対して不服がある者は、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができます。（表6－3）

表6－3 不服申立状況（平成24年度）

区分	異議申立	審査請求
平成24年3月末未処分	0	2
平成24年度 の状況	新規申立	6 1
	却下	0 0
	取消	0 0
	棄却	3 0
	取下	0 0
平成25年3月末未処分	3	3

5 訴訟**(1) 係属中の訴訟**

平成24年度末現在における係属中の訴訟で本県を被告とするものではなく、本県以外を被告とするものは、損害賠償請求訴訟が1件、認定申請棄却処分等に関する訴訟が2件の計3件となっています。（表6－4）

表6－4 訴訟状況（平成24年度）

内容	被告	請求内容
損害賠償 請求訴訟	チッソ・国・熊本県	・患者1人あたり1,600万円（うち1人は1億円）
抗告訴訟	熊本県	・県の水俣病認定申請棄却処分の取消し ・認定義務付け
	熊本県	・県の水俣病認定申請棄却処分の取消し ・認定義務付け

(2) 既に終結した訴訟

水俣病に罹患したことによる被害に対する損害賠償請求訴訟については、平成7年の水俣病問題の政府解決策を受け、それぞれ原告側から取下げがなされました。水俣病関西訴訟は継続し、平成16年10月15日に原告勝訴の判決がなされました。

この判決後、新たな損害賠償請求訴訟が提起されていましたが、ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（熊本地裁、大阪地裁、東京地裁の3件）については、平成23年3月に和解が成立しました。

水俣病認定業務の遅れで精神的苦痛を受けたとして、国、熊本県に対して提起された不作為に対する損害賠償請求訴訟は、平成13年に原告敗訴の判決がなされました。

また、本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消しを求める抗告訴訟については、平成9年に原告勝訴の判決がなされました。

6 補償

認定審査会の審査を経て水俣病として認定された場合は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく補償又は「患者団体とチッソ(株)との補償協定」に基づく補償のいずれかの補償を受けることができます。

《患者団体とチッソ(株)との補償交渉の経過》

患者団体とチッソ(株)との最初の補償交渉は、熊本県知事等による「水俣病紛争調停委員会」の斡旋により行われ、昭和34年12月に当時の患者全員との間で見舞金契約が成立しました。

次いで、昭和43年9月、政府の水俣病の統一見解の発表により水俣病がチッソ(株)の工場廃水に起因することが明確になったため第2回目の交渉が行われ、水俣病補償処理委員会の斡旋により、一般に和解派と呼ばれる一部の患者との契約が昭和45年5月に成立しました。しかし、この斡旋の「確認書」をめぐり斡旋に応じない一部の患者は、昭和44年6月熊本地裁に訴えを起こし（第1次訴訟派）、ここに当時患者が組織していた水俣病患者家庭互助会は2派に分かれました。

さらに、昭和48年3月には第1次訴訟の判決が熊本地裁であり、また、同年4月には公害紛争処理法に基づく水俣病補償調停委員会に調停依頼の申請を行っている一部の者との調停が成立し、それぞれ新たな補償額が決定されました。

これらの状況の変化に伴い、全患者との第3回目の補償交渉が開始され、環境庁長官等の斡旋により昭和48年12月25日に交渉が妥結し、補償協定書の調印が昭和48年7月9日付けて患者各派代表者によってなされました。

7 公害保健福祉事業

「公害健康被害の補償等に関する法律」が昭和49年9月1日から施行されたことに伴い、同法に基づき水俣病認定者の保健福祉事業を実施しています。

この事業は、環境大臣の承認を受けて県が事業を実施していますが、事業費用の4分の3は独立行政法人環境再生保全機構（国4分の1、汚染原因者4分の2）が負担することとなっています。

本県では、出水保健所の保健師による在宅患者の家庭療養指導を実施しています。

8 公害医療研究事業

水俣病要観察者等治療研究事業

水俣病について医療研究を行うとともに患者の医療救済を目的に、水俣病認定申請者のうち経過観察を要する者等に対して、その者の認定申請に係る疾病的治療等に要した経費の一部を助成しています。

平成24年度の給付実績は表6-5のとおりとなっています。

表6－5 給付実績（平成24年度） (単位：件、円)

区分	研究治療費	はり・きゅう 施術療養費	計
延給付件数	867	62	929
給付金額	4,397,856	109,500	4,507,356

9 水俣病総合対策事業

(1) 水俣病総合対策医療事業

水俣病にもみられる一定の症状を有する者の健康上の問題の軽減、解消を図る目的で、治療に要した経費の一部を助成するとともに、治療の程度に応じて療養手当を支給する水俣病総合対策医療事業を平成4年6月から実施しています。この事業の適用を受けるための当初の申請は、平成7年3月31日に締め切られましたが、その後、水俣病問題の解決を図るために政府解決策が平成7年12月15日に閣議了解され、これに基づく水俣病総合対策医療事業の申請受付が平成8年1月22日から同年7月1日まで再開されました。この申請に対する判定は、平成9年2月25日に開催した判定検討会をもって全て終了しました。

その後、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を受けて、環境省が平成17年4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に基づき、給付内容を拡充した保健手帳の申請受付を平成17年10月13日から再開しましたが、平成21年7月に公布された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の開始に伴い、申請期限は平成22年7月31日までとされました。

この特別措置法の救済措置の申請受付は、平成22年5月1日から開始されましたが、平成24年7月31日をもって終了しました。

① 申請・判定等の状況

平成7年の政治解決時の医療事業の状況は、表6－6のとおり、受付再開した保健手帳の状況は、表6－7、表6－8のとおりとなっています。また、平成22年5月から開始している特別措置法の救済措置の申請状況は、表6－9のとおりとなっています。

表6－6 申請・判定等の状況（最終）

区分	申請数	判定内訳		
		医療手帳	保健手帳	非該当
旧事業からの移行者	873	873		
政治解決時申請者	2,170	1,340	345	485
計	3,043	2,213	345	485
手帳発行者数	2,514	2,213	301	

表6-7 対象者の状況

(平成25年3月末現在)

区分	医療手帳		政治解決時 保健手帳	受付再開し た保健手帳
	発行数	現有数	発行数	発行数
対象者数	2,213	1,489	301	5,615

(注) 受付再開した保健手帳の発行数5,615のうち577については、水俣病被害者手帳を発行
なお、すべての保健手帳は平成24年3月31日をもって失効

表6-8 保健手帳交付申請等の状況 (最終)

申請数	該当		非該当
	交付	失効	
6,500	5,615	11	874

表6-9 特別措置法の救済措置の申請の状況 (平成24年7月末の申請終了時点)

申請受付件数累計 20,082件

保健手帳からの 切替申請	一時金等				亡くな れた方 (遺族申請)
	給付申請	認定申請者	保健手帳所持者	新規申請者	
1,998	18,027	2,486	2,845	12,696	57

② 事業内容

水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者並びに過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者であると認められる者に対して、療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費等を支給することとしています。

③ 給付実績

平成24年度における水俣病総合対策医療事業の給付実績は表6-10のとおりとなって います。

表6-10 給付実績 (平成24年度)

(単位: 件, 千円)

区分	療養費	はり・きゅう 施術療養費	温 泉 療養費	療養手当	離島加算	合 計	
医 療	延給付件数	49,146	541	939	17,316	—	67,942
手 帳	給付金額	187,698	3,217	5,198	343,306	—	539,419
保 健	延給付件数	64	3	—	—	—	67
手 帳	給付金額	222	21	—	—	—	243

区分		療養費	はり・きゅう 施術療養費	温泉 療養費	療養手当	離島加算	合計
被害者	延給付件数	357,767	2,964	7,165	105,522	2,060	475,478
	給付金額	1,392,251	17,284	34,162	1,491,217	2,060	2,936,974
合計	延給付件数	406,977	3,508	8,104	122,838	2,060	543,487
	給付金額	1,580,171	20,522	39,360	1,834,523	2,060	3,476,636

(2) 水俣病総合対策健康管理事業

ア 水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者の健康上の問題の軽減・解消を図る目的で健康診査等を実施しています。

本県においては、水俣病の認定者が多い出水市（平成17年度合併前の旧出水市）及び長島町（平成17年度合併前の旧東町）を対象地域として、市町が従来から行っている高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を活用し、問診項目を上乗せして実施しています。

平成24年度は、出水市の785人、長島町の201人の計986人が健康診査等を受診しました。

イ 新たな救済措置の申請を行い、非該当となった方で、かつて水俣湾周辺の魚介類を多食したことに伴い、健康不安を訴え登録した方について、年1回、医師による健診、保健師による保健指導等を無料で実施する「健康不安者フォローアップ健診事業」を実施し、健康不安の解消と軽減を図りました。

平成24年度は、121人が健診を受診しました。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

水俣病発生地域に居住する住民の健康不安への対応や、地域生活の支援を行うことを目的として、「水俣病相談窓口」を出水市及び長島町に設置する事業を平成19年11月から実施しています。

平成24年度は、出水市で4,137件、長島町で1,353件の合計5,490件相談がありました。

(4) 健康不安者に対する健診事業

新たな救済措置の申請を行わなかった方であっても、かつて水俣湾周辺の魚介類を多食したことに伴い、健康不安を訴える方について、年1回、医師による健診、保健師による保健指導等を無料で実施し、健康不安の解消と軽減を図りました。

平成24年度は、16人が健診を受診しました。

第2節 その他の環境保健対策

1 不知火海沿岸地域住民の毛髪水銀調査

熊本県が実施した水俣湾堆積汚いで処理事業（昭和52年～平成2年）に対応して、その監視の一環として昭和52年から実施してきている毛髪水銀調査については、平成24年度も関係漁業協同組合員を対象に実施しました。

検査結果は、表6-11のとおりで、国が定めた「水銀による環境汚染暫定対策要領」により、通常の範囲内とされる20ppmを超える方はありませんでした。

表6-11 毛髪中の総水銀値の調査結果（平成24年度）

区分	毛髪採取時期	検査者数 人	最高値 ppm	最低値 ppm	平均値 ppm
北さつま漁業協同組合阿久根本所	H25年2月	5	2.6	0.9	2.1
北さつま漁業協同組合出水支所	H25年2月	3	5.0	0.3	2.6
北さつま漁業協同組合黒之浜支所	H24年12月から H25年2月まで	2	10.6	4.0	7.3
東町漁業協同組合	H25年2月	2	6.4	5.1	5.8
合 計		12	10.6	0.3	3.7